

徳島県土地利用計画

令和2年1月

徳島県

目 次

	頁
本計画の役割	1
第1． 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土利用の基本方針	2
2 地域類型別の県土利用の基本方向	8
3 利用区分別の県土利用の基本方向	10
第2． 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	13
1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	13
2 地域別の概要	15
3 目標年次の地域別総人口	17
4 地域別の規模の目標	18
第3． 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	20
1 土地利用関連法制等の適切な運用	20
2 県土の保全と安全性の確保	20
3 持続可能な県土の管理	21
4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	22
5 土地の有効利用の促進	24
6 土地利用転換の適正化	25
7 県土に関する調査・研究の推進	25
8 計画の効果的な推進	26
9 県土の県民的経営の推進	26
第4． 土地利用の原則	27
1 都市地域	27
2 農業地域	27
3 森林地域	28
4 自然公園地域	29
5 自然保全地域	29
第5． 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	30
1 都市地域と農業地域とが重複する地域	30
2 都市地域と森林地域とが重複する地域	30
3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	30
4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	30
5 農業地域と森林地域とが重複する地域	31
6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	31
7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	31
8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	31
9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	31
(参考資料)	
1 土地利用区分定義及び算定基礎等	32
2 国土利用計画法上の位置付け	33
3 土地利用に関する計画の体系（主なもの）	34
4 用語解説	35

本計画の役割

本計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画かつ土地利用基本計画であり、県土の利用や土地利用の調整等について一体的に整理した。

1 国土利用計画としての役割

県土をめぐる基本的条件の変化等を踏まえ、今後の県土の利用に関する基本方針を定めるとともに、利用区分ごとの規模の目標及び目標達成のために必要な措置について定める。

2 土地利用基本計画としての役割

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の別に土地利用の原則を定めるとともに、複数の地域が重複している場合の土地利用の調整方針について定める。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(2) 県土の特性

本県は、四国の東部に位置し、県土面積は約4,147km²である。

気候は、北部は温暖乾燥の瀬戸内気候、南部は温暖湿潤な太平洋気候に大別され、内陸部の一部には、冷涼・湿潤な日本海側気候（山岳気候）も含み、気象条件は複雑である。

山地が多く、県土の76%は森林であり、中央部を東西に走る四国山地は、西日本有数の高山である剣山を中心として険しい山々が連なり、北部の讃岐山脈は、なだらかで低い山々が並んでおり、山麓には扇状地が発達している。また、「四国三郎」吉野川を始めとして、多くの河川が上流で美しい渓谷を築き、中下流には肥沃な土壌を供給するなど、大きな恵みをもたらしている。

海岸部は、北部には砂浜海岸が多いのと対照的に、南部では、山地が海に迫ったりアス式海岸が多く、海は深く、港湾として適当な地形を有している。

地質的には、中央構造線を始めとする構造線に沿って、地すべり地帯が密集し、地すべりや山腹崩壊が多い。県土の人口分布は、東部地域に人口の78%が居住しており、東部地域への集中が高まる一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行している。今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの特性を踏まえ、県土の利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

現在、本県は、既に人口減少社会を迎えており、今後も、急激な人口減少が予想されている。都市部では、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

さらに、本県は、「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」、気候変動に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害などのあらゆる自然大規模災害に備え、居住地

や公共施設の立地など利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

(4) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。

(ア) 災害に対して脆弱な県土

本県は、沿岸部など災害リスクの高い地域もあり、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、県土利用の根本的な課題を県民に強く意識させた。今後も、南海トラフ巨大地震の発生が30年以内に70%～80%程度と高い確率で予想されているなど、強い地震が発生する可能性がある。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっている。

また、都市においては、土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も重要な課題となっている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化や事前復興の取組を進めていくことが必要である。

(イ) 人口減少による県土管理水準等の低下

本県の人口は、昭和25年の878,511人をピークに、昭和45年頃まで減少が続いた後増加に転じたが、昭和60年頃を境として、以降は再び減少傾向にあり、平成11年以降は毎年減少している。また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格

が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村での地籍整備が特に遅れているなど、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。

さらに、都市へ人口移動が進む中で、本県を含む地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

(ウ) 自然環境と美しい景観等の悪化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。

このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する我が国において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落や町並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代

に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。

(5) 県土利用の基本方針

(4) で示した課題に取り組むため、本計画は、「強靱・安心を実現する県土利用」、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「未来環境を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

(ア) 強靱・安心を実現する県土利用

強靱・安心を実現する県土利用については、あらゆる大規模自然災害に対し致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強靱化に向け、事前復興の考え方を基本に、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を実施する。また、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

さらに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから全県レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に対して強靱でしなやかな県土を構築する。

(イ) 適切な県土管理を実現する県土利用

土地の特性に応じた適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

一方、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消

と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域における総合的かつ計画的な水管理により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

(ウ) 未来環境を実現する県土利用

本県の優れた自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用し、未来環境を実現する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、「エネルギーの地産地消」に資する地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。その際、県土には希少野生動植物種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

(エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生動植物種の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な土地利用を選択するよう努める。

(オ) 多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが、一層重要となる。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、今後、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高めるとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民

共有の財産であるという認識の下，地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに，「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」の趣旨を踏まえつつ，京阪神への生鮮食料供給地や県産材の生産地等としての多様なニーズ，6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り，総合的に就業機会を確保すること等により，健全な地域社会を築く。

また，急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては，日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め，周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効である。

このような取組とともに，健全な水循環の維持又は回復，農業の担い手への農地の集積・集約，農地の良好な管理，野生鳥獣被害への対応，森林資源の循環利用や森林の適切な整備・保全を進めること等により，農山漁村における集落を維持し，良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に，長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに，「田園回帰」の流れも踏まえつつ，都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような県土管理の取組は，農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり，これにより，地域経済の活性化や災害リスクの低減，さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては，地域住民の意向に配慮しつつ，農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め，農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう，地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域，野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など，自然環境を保全・維持すべき地域については，都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから，野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し，これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ，自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により，適正に保全する。その際，外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに，自然環境データの整備等を総合的に図る。また，適正な管理の下で，自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習を通じて自然界のルールを知り，自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図るなど，都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて，生物多様性に関する取組を社会に浸透させ，「生物多様性とくしま戦略」を推進することにより，本県の豊かな自然環境の保全・再生・活用を進める。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

ア 農地

農地については、将来にわたる食料の安定的供給を確保し、特に、生産と消費の距離が近いという本県農業の特性を活かし、京阪神地域等への安全・安心な生鮮食料供給地としての本県の地位と役割の一層の強化を図ることを目標として、必要な農地の確保と整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかな生産基盤の整備や、「農地中間管理機構」や「とくしまブランド推進機構」等と連携し、農地の集積・集約を推進する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、県内外の木材の需給動向等を勘案するとともに、「徳島県豊かな森林を守る条例」の趣旨を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備・保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林所有者の責任で適切な森林の整備・保全を図るとともに、森林所有者自らが経営管理出来ない森林について、市町村と連携し「新たな森林管理システム」を円滑に運用することで、多様で健全な森林づくりを推進する。さらに、「とくしま森林づくり県民会議」のもと、県民や企業・NPO法人など県民総ぐるみで森林の整備・保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、「徳島県県産材利用促進条例」の趣旨に基づき、県産材の利用促進を図るとともに、「とくしま木づかい県民会議」において県民総ぐるみの木づかい運動を推進し、子育て世代への「木育」活動の実施などによる県産材の需要拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備・保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原始的な森林や希少野生動植物種が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

一般道路については、高速交通ネットワークと連携することにより、地域間の対流を促進し、災害時には、輸送の多重性・代替性の確保を目指すなど、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進める。このため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用も図る。

整備に当たっては、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、全ての人々が安全・安心で快適に暮らせる道路空間や「徳島県国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害に対して「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った防災機能の向上を目指す。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、災害時の輸送の多重性・代替性の確保や自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

キ 工業用地

工業用地については、企業の立地が地域経済の発展に貢献し、地方創生を推進する上で重要なものであるとの認識の下、情報化やグローバル化の進展等にとともなう工場

の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、工場移転や業種転換等ともなっている工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、周辺の土地利用に十分留意して、有効利用を図る。さらに、希少野生動植物種が生育する工場内の緑地等の保全に配慮する。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、周辺の都市構造へ広域的な影響を及ぼすことから、地域の判断や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和等を踏まえた適正な立地を確保する。

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

ケ その他（公用・公共用施設の用地）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

コ その他（低・未利用地）

工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

サ その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、海上における安全確保、自然環境及び景観の保全、水産資源の保護等に十分留意するなど、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

第2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は令和10年とし、基準年次は平成28年とする。

(2) 前提となる人口及び世帯数

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和10年において、それぞれおよそ67万人、およそ27万6千世帯になるものと想定する。

(3) 利用区分

県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

(4) 規模の目標を定める方法

県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

(5) 規模の目標

県土の利用の基本構想に基づく令和10年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	年次	目標値 (ha)		構成比 (%)	
		平成28年	令和10年	平成28年	令和10年
農地		29,500	26,670	7.1	6.4
森林		314,860	314,860	75.9	75.9
原野等		200	200	0.1	0.1
河川等		21,600	21,620	5.2	5.2
道路		12,600	13,310	3.0	3.2
宅地		15,590	16,370	3.8	4.0
住宅地		9,980	9,820	2.4	2.4
工業用地		1,000	1,000	0.3	0.2
その他の宅地		4,610	5,550	1.1	1.4
その他		20,330	21,670	4.9	5.2
合計		414,680	414,700	100.0	100.0
市街地		5,510	5,460	1.3	1.3

注1 10 ha 単位で整理している。

2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

3 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

(1) 地域区分

地域区分は、東部地域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町及び上板町の5市9町1村），南部地域（阿南市，那賀町，牟岐町，美波町及び海陽町の1市4町）及び西部地域（美馬市，三好市，つるぎ町及び東みよし町の2市2町）とする。

(2) 地域別の土地利用の基本方向

ア 東部地域

県都徳島市を中心とする東部地域は、全面積は約1,240km²で県全体の約30%にすぎないが、人口は75%以上を占めている。

既成市街地については、既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市運営を進めるため、地域の実情に応じて独自性を活かしながら、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による、快適で効率的な生活環境を重視した持続可能な市街地の形成を図るとともに、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結び、また、地域間を情報ネットワークで結び、ICTの活用により行政、医療、教育等のサービス機能の高度化を図る。

市街地周辺部については、既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開する。

また、港湾、空港、高規格幹線道路などの陸海空の広域交通ネットワークの形成により、産業活動による競争力が一層強化されることから、LED関連企業の集積や産官学連携の取組を生かした新産業の創出を図るとともに、経済波及効果や雇用創出効果の高い「ものづくり産業」や情報通信関連産業を展開するための土地利用を推進する。

一方、京阪神地域など大消費地への近接性を生かし、生鮮食料供給地として、野菜、果樹、花きなど多種多様な農業を展開し、安全・安心で高品質な農林水産物のブランド化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安全供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用を行う。また、山間地域においては、木材生産や水源の涵養等の森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、災害防止に配慮しつつ、適切な整備・保全を行う。

北部沿岸域の瀬戸内海国立公園や、吉野川や眉山などすぐれた景勝地については、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図るとともに、原始的な自然の地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ適正に保全する。

さらに、土砂災害の発生や洪水、雨水出水による浸水等のおそれのある地域については医療施設、社会福祉施設等要配慮者が利用する施設の災害リスクが低い地域への立地誘導や安全な地域への住誘導を図るとともに、防災施設等の整備や治水対策を推進する。

イ 南部地域

南部地域は、徳島県の東南部に位置し、全面積は約1,500km²で県全体の36.2%を占めており、森林面積の比率が8割以上を占めている。

南部地域では、この地域の生活圏の中心都市である阿南市については、既成市街地における低・未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約・効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の形成を図る。

また、「四国8の字ネットワーク」を形成し、平時は救急医療施設への搬送時間の短縮、災害時は代替道路や緊急輸送道路となる「命の道」として、さらには、南部地域の経済活動、豊かな自然や多様な地域資源を活かす観光振興に大きく寄与する四国横断自動車道や阿南安芸自動車道整備を進めるとともに、世界的LED企業が立地するという優位性を活かした土地利用を図るため、「光のまち阿南」をキーワードに、産業とマッチングした新たな観光開発など、LEDを核とした産業の振興を推進する。

農林水産業については、南部地域の基幹農業である施設園芸において、次世代に向けた生産・流通における構造改革を推進し、ブランド品目及び育成品目等を対象に栽培、販売、流通の支援により産地強化を図るとともに、那賀川流域を中心とした汎用性の高い農地の整備や、良質な農業用水の安定供給に努めることにより、ブランド産地を支援し、「もうかる農業」を実現していく。

また、充実した森林資源を活かした木材の増産を図るため、災害防止に配慮しつつ、森林施業の集約化、林道や作業道等の路網の整備やウッドソリューションセンターの活用、主伐に対応した先進林業機械の導入とオペレータの養成、効率的な木材の流通加工体制の整備等により、競争力のある生産性の高い林業・木材産業の推進に取り組み、森林の持つ多様で健全な機能の維持・増進を図る。

また、美しく豊かな自然や、自然に囲まれた暮らしのなかで育まれた歴史・文化等を活かした体験型観光の推進、海・山・川が一体となった世界に誇るべきアウトドアフィールドの提供による「アウトドアスポーツの楽園」の強化・拡充、豊かな自然の恵みである「食」による交流を促進、さらには、古民家・遊休施設を活用したサテライトオフィスの取組みなどにより、次世代につながる地域づくりを推進する。

一方、地域の自然植生や絶滅危惧種の保護、生息地の保全を図るとともに、農林水産業への被害等野生鳥獣による人とのあつれきの防止や健全な地域個体群の維持を目指した保護管理を行い、自然と共生した適切な土地利用を図る。

また、津波をはじめとした南海トラフ巨大地震への対策、台風や集中豪雨、土砂災害等に対して、国、県、市町、住民が連携して備える体制づくりを進め、南海トラフ巨大地震による死者ゼロや津波避難困難地域解消のための避難場所や避難路の整備や地震による被害や津波の河川遡上に対する浸水被害等を軽減するための河川や海岸の堤防・水門等の耐震化の整備を促進し地域防災力の向上を図る。

ウ 西部地域

西部地域は、徳島県の北西部に位置し、全面積は、約1,400km²で県全体の

33. 9%を占めており、森林面積の比率が8割以上を占めている。

西部地域では、農林水産業については、中山間地域の冷涼な気象条件を活かした野菜や花き、山菜類など適地適作を基本とし、古来から伝わる急傾斜畑の伝統的な農法など独自の強みを最大限に活かした「にし阿波ブランド」の確立や、中核農家、女性、高齢者など経営体ごとの特性を活かした「にし阿波型農業モデル」と人材育成システムの確立、安定した生産や効率的な土地利用を進めるための鳥獣被害防止対策や農業基盤整備を推進する。

特に、「世界農業遺産」に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」については、官民を挙げた体制を構築し、その保全・継承に取り組む。

また、主伐時代を迎え豊富な森林資源を活用するため、災害防止に配慮しつつ、高性能林業機械の導入や効率的な作業の出来る森林作業路網整備を進め地域材の増産体制の確立や、林業の通年就労や自然環境の保全にも適した主伐・植林・保育という「循環型林業」への転換、増産した木材の有効活用を図るための県産材の利用や木質バイオマスの利活用を進める。

さらに、既存林業従事者のスキルアップ研修、主伐時代を担う若手林業従事者の育成確保策としてU I Jターン者を対象とした就業相談活動、地元高等学校との連携による林業教育やインターンシップの受け入れなどを通じて、多様な主体の参画を促進する。

一方、四国三県に隣接するという地域特性をより一層活かすために、徳島自動車道の4車線化など広域交流の拡大のための道路網の整備を促進する。

また、西日本第二の高峰剣山、吉野川本支流の大歩危・小歩危、祖谷溪などの溪谷美や、うだつの町並みなどの四国を代表する美しい景観に加え、そば米雑炊やでこまわしに代表される郷土料理、傾斜地集落の暮らしなど、にし阿波ならではの地域資源を活かし、国内外のより多くの観光客に旅行先として選ばれる「世界に通用する競争力の高い観光地域」を目指し、地域住民、民間団体、企業、行政などが連携・協働して取り組む。

さらに、都市住民との交流・連携などを定住に結びつけるため、都市と農山村との交流の場として、空き家や遊休農地、廃校など地域ストックの有効利用を図る。

また、野生生物等を含む豊かな自然環境を守りつつ、自然公園の貴重な植生の保全と野生動植物の保護を図るとともに、他方において鳥獣被害防止対策を推進するなど、人と野生動物が共生する土地利用を推進する。

さらに、地形が急峻で地質が脆弱といった地理的条件から、土砂災害危険箇所数は県下の約4割を、地すべり危険箇所数は県下の約6割を占めており、台風や集中豪雨による土砂災害が発生しやすい地域として、大規模災害時には通信や、交通の途絶による孤立が懸念されている。このため、豪雨による土砂災害、大雪など、あらゆる自然災害に対して、行政、防災関係機関、住民の密接な連携・協働のもと、防災体制の強化に向けた、事前防災・減災対策の取組みを推進する。

また、西部防災館を防災の要とする西部健康防災公園を活用するとともに、西部総合県民局美馬庁舎の防災拠点機能の更なる強化を図り、あらゆる大災害を迎え撃つ着実な防災体制づくりを進め、安全・安心して暮らせる地域づくりを推進する。

3 目標年次の地域別総人口

計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとする。

令和10年における東部地域の人口はおよそ52万1千人程度、南部地域の人口はおよそ8万5千人程度、西部地域の人口は6万4千人程度を前提とする。

4 地域別の規模の目標

令和10年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

ア 農地

農地については、優良農地を確保するとともに、効率的な利用と生産性の向上を図ることとし、全体として減少するものの、東部地域においては16,000ha、南部地域においては6,130ha、西部地域においては4,540ha程度となる。

イ 森林

森林については、適切な整備と保全を図ることとし、東部地域においては66,460ha、南部地域においては128,290ha、西部地域においては120,110ha程度となる。

ウ 原野等

原野等については、東部地域においては60ha、南部地域においては70ha、西部地域においては70ha程度となる。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、東部地域においては10,650ha、南部地域においては6,680ha、西部地域においては4,290ha程度となる。

オ 道路

道路については、広域交通ネットワークの形成等必要な整備を行うことにより東部地域においては6,570ha、南部地域においては2,930ha、西部地域においては3,810ha程度となる。

カ 宅地

宅地のうち、住宅地については、人口動向や世帯数等が反映され減少し、東部地域においては6,780ha、南部地域においては1,470ha、西部地域においては1,570ha程度となる。

工業用地については、東部地域においては620ha、南部地域においては330ha、西部地域においては50ha程度となる。

その他の宅地については、東部地域においては3,790ha、南部地域においては930ha、西部地域においては830ha程度となる。

キ その他

その他については、他の土地利用との関係から、東部地域においては13,240ha、南部地域においては3,100ha、西部地域においては5,330ha程度となる。

ク 市街地

市街地の面積については、人口減少となるものの、人口密度は一定程度保たれると想定することから、東部地域においては5,320ha、南部地域においては140ha程度となる。

ケ 上記利用区分別の規模の目標については、3で前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO法人、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、全国計画、本計画及び市町村計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

2 県土の保全と安全性の確保

ア 治水・防災対策、水資源の確保

あらゆる大規模自然災害に備え、県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

さらに、湧水等に備えるためにも、水の安定的かつ効率的な利用、再生水等の利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の適切な管理

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、目的不明確な森林売買の未然防止を目的に、森林の売買等に関して事前届出を義務づける。

また、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、森林法に基づく保

安林の適切な指定・管理に加えて、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき「第一種森林管理重点地域（とくしま県版保安林）」を指定し、既設保安林と一体的に管理することで重要な森林の維持・保全を図るとともに治山施設の整備等を推進する。

その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

ウ ライフライン等の安全性の向上

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、日本海側と太平洋側との連携を進めること等により、多重性・代替性を確保する。

エ 都市の安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化などの対策を進める。

3 持続可能な県土の管理

ア 都市の集約化

都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。

イ 農地の確保

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

ウ 森林の管理

持続可能な森林管理のため、「林業プロジェクト」の推進により、施業集約化の加

速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備・保全等を図るとともに、「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の需要拡大に努め、林業の成長産業化を進める。

また、多様で健全な森林を育成するため、市町村と連携し、「新たな森林管理システム」を円滑に運用することで、間伐、広葉樹林の整備及び複層林への誘導による適正な森林整備を推進する。

エ 水環境の保全

健全な水循環の維持・回復に向け、関係者の連携による流域の総合的かつ計画的な水管理を推進するとともに、貯留・涵養機能の維持・向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ計画的に進める。

オ 美しい山河や海岸の保全

海岸の保全を図るため、下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

カ 良好な景観等の保護

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、古道（遍路道）や伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観など歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 自然環境の保全・再生

高い価値を有する原生的な自然については、国立公園、国定公園及び県立自然公園制度等を活用し適正な行為規制や公有地化により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、多様な主体による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

イ 野生生物への配慮

県土には、自然維持地域のみならず、都市や農山漁村にも希少野生動植物種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少野生動植物種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

ウ 生物多様性の確保

「生物多様性とくしま戦略」に基づき、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

エ 環境への影響調査・研究の推進

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進

自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

カ 豊かな自然等を活かした観光の推進

県は、鳴門の渦潮、剣山など豊かな自然、こうした環境の中で育てられたなると金時、すだち、阿波尾鶏など豊富な食材、阿波おどり、阿波藍といった伝統文化や産業やうだつの町並み、祖谷のかずら橋と言った文化財など魅力ある多様な観光資源を有している。

これらの観光資源を活かした体験型ツーリズムを推進し、観光関連産業全体の振興を図る。

また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び電子決済システムやWi-Fi環境の整備といった受入環境の整備により、国内外からの観光客の増加を図る。

キ 野生鳥獣による被害防止と侵略的外来種の定着防止のための調査・研究の推進

野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や集落ぐるみによる防護対策、加害鳥獣の狩猟等による捕獲及び鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進や、捕獲個体のジビエとしての利活用を推進し、加害鳥獣の適正管理の実現を図る。

また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査・研究を行う。

ク 脱炭素社会の実現

脱炭素社会の実現を目指して「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づき、地球温暖化等への対策を加速させるため、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーや究極のクリーンエネルギー水素の導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林

吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の利用促進を進める。

ケ 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。特に、閉鎖性水域に流入する流域においては、水質保全に資するよう工場・事業場排水等の点源負荷の削減対策を推進する。また、住宅地周辺においては、工場・事業所等が策定する計画及びその創業が、騒音や化学物質等について、県民の生活環境への影響に配慮したものになることを推進するとともに、道路や航空機、鉄道などにより騒音・振動が発生しているまたは発生する恐れがある地域においても配慮したものとなることを推進する。

コ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な土地利用を図る。

さらに、廃棄物の不適正処理の防止や、行政処分の徹底など適切な処理の確保に努める。

5 土地の有効利用の促進

ア 低・未利用地

市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。

また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を促進する。改修や除却については、必要な支援措置を行っていく。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進することなどにより、既存住宅ストックの有効活用を進める。

イ 道路

道路については、電気や水道などの公共・公益施設の地下空間への設置や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。

また、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進する。

ウ 工業用地

工業用地については、高度情報通信、研究開発、産業・物流等に関する社会基盤の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。

その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、工場跡地等の有効利

用について、関係機関と連携して促進する。

エ 所有者不明土地

都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、所有者不明土地の円滑な利活用及び土地の所有者の効果的な探索を図ることにより、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」にのっとり必要な手立てを講じる。

6 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

イ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。

また、周辺の土地利用との調整を行いつつ、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ウ 混住地域における土地利用の転換

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

7 県土に関する調査・研究の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査の推進や研究にも取り組むとともに、

その総合的な利用を図る。

地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第6次国土調査事業10箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、県は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。これに加えて、南海トラフ巨大地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

9 県土の県民的経営の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO法人、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、棚田等をはじめとする農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」の取組を推進する。

第4 土地利用の原則

土地利用は、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土の形成を目指し、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

また、個別法の規制の及ばない5地域のいずれにも属さない地域（以下「白地」という。）あるいは今後開発行為等によって生じる白地地域において、無秩序な開発が懸念されることとなった場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して他の個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていく。

1 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備・保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、中高層で多機能な複合施設の整備などによる土地利用の高度化や低・未利用地の有効活用を図るとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域で市街化区域内のものを除く。以下同じ。）においては、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

また、都市内の都市機能の集約拠点とその他の地域とを、公共交通ネットワークにより有機的に連携させる集約型の都市構造等を目指すコンパクトなまちづくりを実現していくために、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していく。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図る。

また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、開発許可制度に基づき許可される場合などを除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用は、市街化区域内における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

2 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料を供給するための最も基礎的な資源

であり、良好な生活環境を構成する要素であることから、現況農用地は極力保全し耕作放棄地の発生を抑制するとともに、有効利用と生産性の向上等を図ることとし、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとする。

また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 集団的で優良な農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集約化等の支障を生じさせる農用地区域の除外は抑制する。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

3 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持・増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を有するとともに、県土保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、無秩序な開発や不適正な利用を防ぐために必要な森林の確保及び適正な管理を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう整備を図るものとする。

その際、市町村や関係団体等が連携した森林の公有林化の推進や多様な主体の参画による森林管理、保安林制度や開発許可制度の適正な運用等を図っていく。

ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持・増進を図るとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持・増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

また、水源涵養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林や「徳島県豊かな森林を守る条例」による第一種森林管理重点地域の指定を検討するほか、保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の場合には、開発許可に当たって森林の現に有する水源の涵養機能からみて、当該開発行為により流域における健全な水循環系の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないよう適切に判断するとともに、必要に応じ条件を附す。その際、関係機関が連携しながら対応していく。

4 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び自然保護意識の啓発に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は徳島県立自然公園条例第21条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用については、極力避けるものとする。

5 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項による原生自然環境保全地域をいう。）においては、その指定の趣旨から、自然の推移にゆだねるものとする。

イ 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は徳島県自然環境保全条例第28条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第5 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針からみた優先順位、指導方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は、農用地としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的利用を認めるものとする。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域が重複する場合は、原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合は、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図っていくものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護・利用を優先するものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市区域と特別地区以外の自然保全地域とが

重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護・利用を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

土地利用区分定義及び算定基礎等

土地利用区分	土地利用区分定義	算定基礎統計等
農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって、畦畔を含む田及び畑の合計	「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）
森林	森林法第2条第1項に規定する森林であって、林野庁所管国有林、官行造林地、その他省庁所管国有林及び同条第3項に定める民有林の合計であって、林道は含まない。	「森林資源現況調査」（林野庁）
原野等	森林以外の草生地（林野庁所管の国有地は含まない）	「世界農林業センサス」（農林水産省）
水面・河川・水路	水面、河川、水路の合計 ・水面は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面 ・河川は、河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域 ・水路は、農業用排水路	・「自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）、「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会） ・「河川管理統計」（国土交通省）及び県データ ・県データ
道路	一般道路、農道、林道の面積合計 ・一般道路は、道路法第2条第1項に定める道路 ・農道は、圃場内農道及び圃場外農道 ・林道は、国有林道及び民有林林道	・「道路統計年報」（国土交通省） ・県データ ・「国有林野事業統計書」（林野庁）等
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	
住宅地	・「固定資産の価値等の概要調査」の評価総地籍の住宅用地に、非課税地籍のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの	・「市町村経済報告書」（徳島県）等
工業用地	・「工業統計調査（用地・用水編）」にいう事業所敷地面積を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの	・「工業統計調査」（用地・用水編、業編）」（経済産業省）
その他の宅地	・住宅地及び工業用地以外の宅地（商業用地、事務所用地等）	
その他	農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地以外の土地	
合計	徳島県域の総面積	「全国都道府県市区町村面積調」（国土地理院）

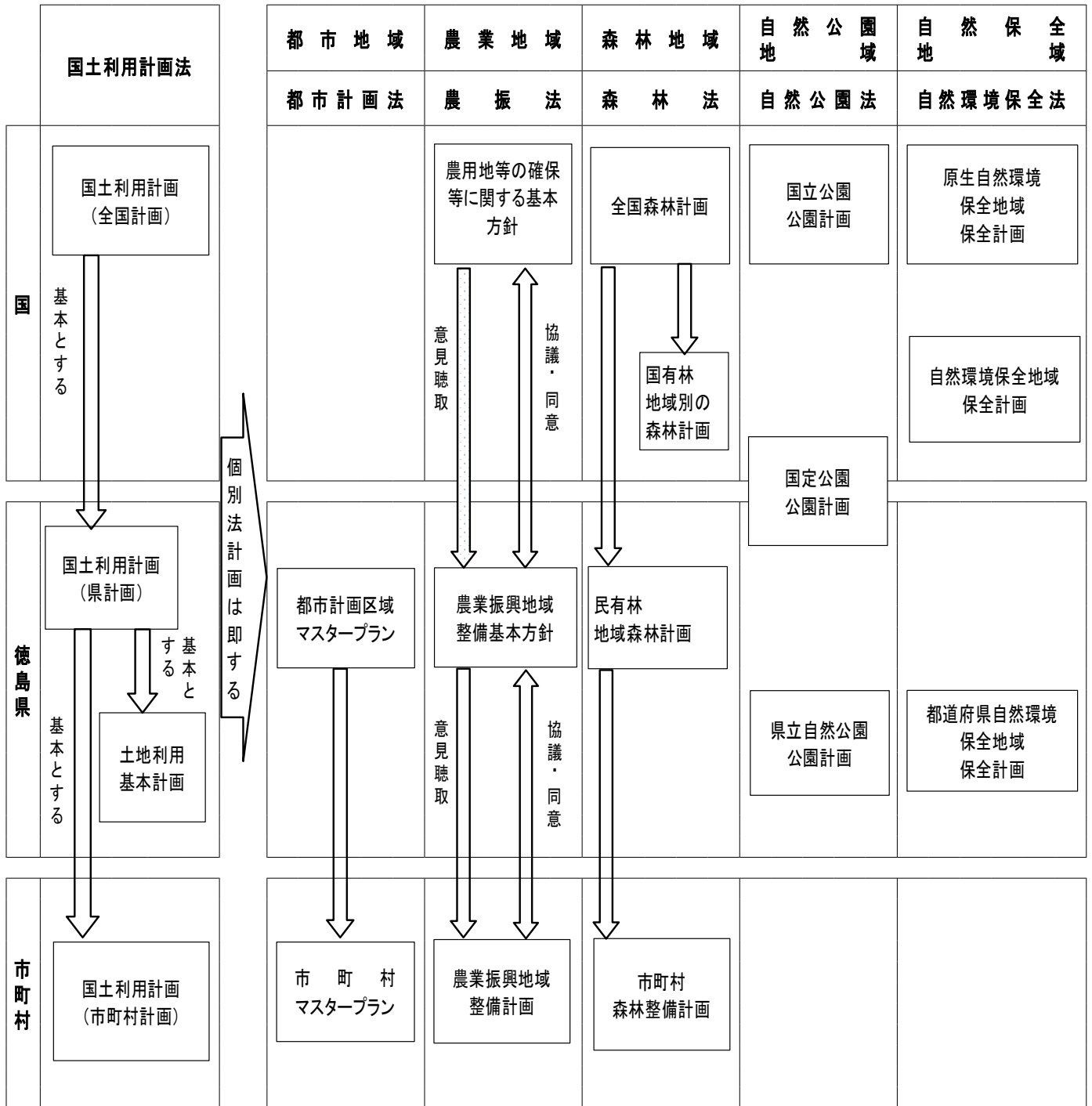
国土利用計画法上の位置付け

徳島県土地利用計画（仮称）		国土利用計画法
本計画の役割		
第 1	県土の利用に関する基本構想	法第 7 条・第 9 条共通 （課題・構想）
1	県土利用の基本方針	
(1)	基本理念	
	(2)	県土の特性
	(3)	県土利用をめぐる基本条件の変化
	(4)	本計画が取り組むべき課題
	(5)	県土利用の基本方針
	2	地域類型別の県土利用の基本方向
	3	利用区分別の県土利用の基本方向
第 2	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	第 7 条
1	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
(1)	目標年次及び基準年次	
(2)	前提となる人口及び世帯数	
(3)	利用区分	
(4)	規模の目標を定める方法	
(5)	規模の目標	
	2	地域別の概要
(1)	地域区分	
(2)	地域別の土地利用の基本方向	第 9 条
ア	東部地域	
イ	南部地域	
	ウ	西部地域
	3	目標年次の地域別総人口
	4	地域別の規模の目標
第 3	第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	第 7 条
1	土地利用関連法制等の適切な運用	
2	県土の保全と安全性の確保	
3	持続可能な県土の管理	
4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	
5	土地の有効利用の促進	
6	土地利用転換の適正化	
7	県土に関する調査・研究の推進	
8	計画の効果的な推進	
9	県土の県民的経営の推進	
第 4	土地利用の原則	第 9 条
第 5	五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	
参考	土地利用基本計画図	

法第 7 条・・・国土利用計画（県計画）に関する事項

法第 9 条・・・土地利用基本計画に関する事項

土 地 利 用 に 関 す る 計 画 の 体 系 (主なもの)



用語解説

No.	語句	よみがな	解説
1	空き家バンク	あきやばんく	地方公共団体等がwebサイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
2	一般世帯	いっばんせたい	世帯のうち、①住居と生計をともにしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。 なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。
3	一般道路	いっばんどうろ	道路法第2条第1項に定める道路 農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
4	沿岸域	えんがんいき	海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。
5	オープンスペース	おーぶんすぺーす	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
6	温室効果ガス	おんしつこうかがす	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。
7	温室効果ガス吸収源対策	おんしつこうかがすきゅうしゅうげんたいさく	健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。
8	開発行為	かいはつこうい	主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
9	外来種	がいらいしゅ	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。特に我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への影響が大きい外来種については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定された種については飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等を規制している。また、外来種対策に関する我が国の中期的な総合戦略をまとめた「外来種被害防止行動計画」を環境省、農林水産省、国土交通省で策定している。
10	通い耕作	かよいこうさく	居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作（農地管理）する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
11	環境衛生施設	かんきょうえいせいしせつ	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。
12	基幹的交通	きかんできこうつう	高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をさす。
13	基準年次	きじゅんねんじ	計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
14	グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
15	計画期間	けいかくきかん	計画策定時点又は基準年次から目標年次までの期間。
16	原生的な自然	げんせいてきなしぜん	人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
17	健全な水循環	けんぜんなみずじゅんかん	水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。
18	県土資源	けんどしげん	土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

No.	語句	よみがな	解説
19	県土保全	けんどほぜん	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵食、堆積、海岸侵食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。
20	県土保全施設	けんどほぜんしせつ	治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。
21	県土利用	けんどりよう	土地・水・自然という側面から見て、県土を利用すること。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
22	原野	げんや	一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。 国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。
23	公園緑地	こうえんりよくち	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。
24	公共・公益施設	こうきょう・こうえきしせつ	電気、ガス、水道、下水道、電話等の施設をいう。
25	公用・公共用施設	こうきょう・こうきょうようしせつ	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等公のために設けられた施設をいう。
26	工業用地	こうぎょうようち	一般には、工業生産を行うための土地。 国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の事業所の敷地としている。
27	工場の立地動向	こうじょうのりっちどうこう	工場の新規立地及び移転の動向である。統計資料としては経済産業省「工場立地動向調査」がある。
28	厚生福祉施設	こうせいふくししせつ	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。
29	交通施設	こうつうしせつ	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、国土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
30	荒廃農地	こうはいのうち	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
31	公有地化	こうゆうちか	民有地を国または地方公共団体が所有する土地とすること。
32	国土調査	こくどちょうさ	①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査をいう。国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
33	サービス化	さーびすか	経済社会諸活動における非物的価値の増大。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をさす。但し、必ずしも産業の分野に限るものではなく、あらゆる分野でこの傾向がみられる。
34	再開発	さいかいはつ	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与すること。
35	再生可能エネルギー	さいせいかのうえねるぎー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。
36	採草放牧地	さいそうほうぼくち	農地法第2条第1項に定める採草放牧地。 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。 なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料、飼料の材料を得るための採草のことである。
37	里地里山	さとちさとやま	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

No.	語句	よみがな	解説
38	産業・物流 インフラ	さんぎょう・ぶ つりゅういんふ ら	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
39	市街地	しがいち	国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいう。都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
40	自然維持地 域	しぜんいじちい き	人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然がすぐれた属性を有しており、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域をいう。
41	自然環境	しぜんかんきよ う	日光、大気、水、土、生物などによって構成され微妙な系として県土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
42	自然環境保 全基礎調査	しぜんかんきよ うほぜんきそ ちようさ	自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。
43	自然的土地 利用	しぜんてきとち りよう	国土利用計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を指す。都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。
44	湿原	しつげん	地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群でおおわれた土地。
45	住宅ストック	じゆうたくす とつく	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される本県の住宅全体。
46	住宅地	じゆうたくち	「固定資産の価格等の概要調査」において、評価地積のうち住宅用地及び非課税地積のうち県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地。
47	諸機能	しょきのう	国土利用計画においては、生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能の総称をさす。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。
48	所有者不明 土地	しよゆうしゃふ めいとち	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。 具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。
49	人口集中地 区（DID）	じんこうしゅう ちゆうちく （DID）	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域のことをさす。 なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。
50	親水空間	しんすいくわ ん	地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。
51	侵略的外来 種	しんりゃくてき がいらいしゆ	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。 侵略性に係る評価項目について整理し、防除等の対策の方向性によりカテゴリを区分した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（略称：生態系被害防止外来種リスト）」を環境省と農林水産省が策定している。
52	森林	しんりん	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。
53	森林吸収源 対策	しんりんきゅう しゆうげんたい さく	温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組をいう。

No.	語句	よみがな	解説
54	森林資源	しんりんしげん	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
55	水系	すいけい	地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
56	水面・河川・水路	すいめん・かせん・すいろ	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、国土利用計画においては、水面は湖沼（人造湖及び天然湖沼）と溜池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。
57	生活環境	せいかつかんきょう	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境をいう。
58	生活関連施設	せいかつかんれんしせつ	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。
59	生態系	せいたいけい	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念である。
60	生態系サービス	せいたいけいサービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。
61	生態系ネットワーク	せいたいけいねつとわーく	自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐもの。エコロジカル・ネットワークともいう。
62	生物多様性	せいぶつたようせい	生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる－食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつながり、生態系間のつながりなどを表している。また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。
63	その他の宅地	そのたのたくち	国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地いずれにも該当しない土地。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などがこれに含まれる。
64	ソフト化	そふとか	装置、施設（ハード）を主体とした追求から、その利用技術（ソフト）を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れ。サービス化と併せて用いられることが多い。
65	大規模集客施設	だいきぼしゅうきやくしせつ	都市計画法の特定大規模建築物と同義、床面積1万㎡超の店舗、映画館、ミュージメント施設、展示場等をさす。
66	宅地	たくち	一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれる。
67	地域材	ちいきざい	一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない）において生産、加工、流通される木材のことをいう。
68	地域産業	ちいきさんぎょう	広義には、その地域に存在するすべての産業をさすが、国土利用計画においては、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。
69	地域資源	ちいきしげん	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものである。
70	地域防災拠点	ちいきぼうさいきょてん	災害時に災害対策活動の拠点となる施設のうち、地域レベルのもの。

No.	語句	よみがな	解説
71	小さな拠点	ちいさなきよてん	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組み。
72	治山施設	ちさんしせつ	土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設をいう。
73	治水施設	ちすいしせつ	洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等をいう。
74	地積整備	ちせきせいび	主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。
75	中山間地域	ちゅうさんかんちいき	農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。 また、食料・農業・農村基本法では、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域を含む概念として使われる。
76	低・未利用地	てい・みりょうち	土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。特に、大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態が一つの目安となる。
77	都市	とし	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。 国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。
78	都市化	としか	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
79	都市構造	としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造。
80	都市施設	とししせつ	都市計画法第11条第1項に掲げる施設。具体的には、道路、公園、水道、河川、学校、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地等。
81	都市的土地利用	としてきとちりょう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。
82	土壌汚染調査	どじょうおせんちょうさ	土壌汚染対策法第3条又は第4条に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地もしくは土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地において行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が、環境大臣指定の調査機関に依頼して行うこととされている。
83	土地の高度利用	とちのこうどりょう	都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。
84	内水	ないすい	豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
85	二次的自然	にじてきしぜん	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
86	二地域居住	にちいききよじゅう	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル
87	農業生産基盤	のうぎょうせいさんきばん	農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。

No.	語句	よみがな	解説
88	農業用排水施設	のうぎょうようようはいすいしせつ	食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のためのダム、頭首工、用排水路、用排水機場等のこと。 なお、国土利用計画では、水面・河川・水路の利用区分面積に、農業用ダム、農業用ため池、農業用排水路の面積を含んでいる。
89	農山漁村	のうさんぎょそん	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。またこの場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。
90	農地	のうち	広義には農業に用いる土地全般を指すが、国土利用計画では農地法第2条第1項に定める農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされている土地をいう。
91	農地中間管理機構	ののうちちゅうかんかんりきこう	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。
92	農道	のうどう	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道をさす。
93	農地の集積・集約	のうちのしゅうせき・しゅうやく	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）。
94	農林業的土地利用	のうりんぎょうてきとちりょう	主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。
95	バイオマス	ばいおます	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
96	ハザードマップ	はざーどまっぷ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。
97	文教施設	ぶんきょうしせつ	学校、図書館等国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。
98	閉鎖性水域	へいさせいすいき	湖沼・内湾・内海など水の交換が悪い水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。
99	保安林	ほあんりん	水源の涵養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
100	まちなみ景観	まちなみけいかん	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観をいう。
101	水インフラ	みずいんふら	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。
102	水環境	みずかんきょう	水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。
103	目標年次	もくひょうねんじ	計画の最終目標を設定した年次。
104	水辺空間	みずべくうかん	川辺、湖畔、海岸等水際の空間をいう。
105	野生鳥獣被害	やせいちょうじゅうひがい	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、鳥獣による人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こす懸念も指摘されている。

No.	語句	よみがな	解説
106	優良農地	ゆうりょうのうち	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。
107	要配慮者利用施設	ようはいりよしゃりようしせつ	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、更正施設及び医療保護施設、その他要配慮者に関連する施設等をさす。
108	ライフライン	らいふらいん	「生活の幹線、すなわち都市生活を含む上での命綱」（Duke, 1975）と定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。
109	流域	りゅういき	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
110	緑地	りょくち	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
111	林道	りんどう	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。国土利用計画では、国有林道および民有林道の両者のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道及び軽車道をいう。
112	6次産業化	ろくじさんぎょうか	1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
113	路網整備	ろもうせいび	間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道（林業専用道を含む。）や森林作業道等を整備すること。

